

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の改正について（案）

## 概要

### **(1)「特定新型インフルエンザ等対策」に該当する特措法及び感染症法の規定により実施する措置**（特措法第2条第2号の2関係）

- 改正法により地方公共団体の事務の代行等が政府対策本部設置時から行うことが可能となること、当該代行等の対象となる「特定新型インフルエンザ等対策」に該当する措置として、特措法及び感染症法に関して以下のものを規定する。
  - ・ 特措法：地方公共団体が特措法の規定により実施する措置（例：臨時の医療施設における医療提供（第31条の2））
  - ・ 感染症法：地方公共団体が実施する措置のうち、実施されなかった場合に住民の生命・健康の保護に支障を来すもの等であって具体的に規定する措置（例：医師からの発生届の処理（第12条）、積極的疫学調査の実施（第15条））

### **(2)特定新型インフルエンザ等対策に係る地方公共団体の事務の代行の手続等**（特措法第26条の2、第26条の5～第26条の8等関係）

- 都道府県知事による事務の代行の手続（代行終了時の市町村長への通知）、市町村事務の委託の特例に係る手続（議会への報告等）、職員派遣の要請の手続（派遣要請理由を記載した文書の提出）、派遣職員の身分取扱（派遣元（国等）と派遣先団体の身分を併有すること等）を規定する。
  - ※現行規定（新型インフルエンザ等対策緊急事態措置に係る地方公共団体の事務の代行の手続等）と同内容を規定するもの

### **(3)都道府県知事が事業者に対して命令を行う際の、「特に必要があると認めるとき」に係る勘案事項**（特措法第31条の6、第45条関係）

- 都道府県知事がまん延防止等重点措置時において事業者に対して命令を行う際に、「特に必要があると認めるとき」に該当するかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項を勘案することとする。
  - i) 当該者が行う事業の属する業態における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数等
  - ii) 当該者が事業を行う場所における同一の事実起因して感染する者が発生するおそれの程度
  - iii) 当該者についての都道府県知事による要請に係る措置の実施状況
  - iv) 公示されるまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了する日
- 都道府県知事が緊急事態宣言時において施設管理者等に対して命令を行う際についても、同様の内容を勘案することとする。

**施行日**：改正法の施行日（公布後6月以内の政令で定める日）は、未定

（備考）改正法による改正後の特措法に規定する事項のうち、財政措置に係る政令事項（特別財政援助額の算定方法及び地方債発行可能団体の要件等）については、当該規定が施行される令和6年4月1日までの間に、別途、所要の政令改正を行う。